# ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ (第3回)議事概要

- 1. 日時: 2023 (令和5) 年10月13日(金) 15:10~16:58
- 2. 場所:Web会議による開催
- 3. 出席者:

#### (1)委員:

関口博正主查(神奈川大学経営学部教授)、相田仁主查代理(東京大学名誉教授)、

三友仁志構成員(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、

春日教測構成員(甲南大学経済学部教授)、

砂田薫構成員(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、

高橋賢構成員(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、

長田三紀構成員(情報通信消費者ネットワーク)

## (2)オブザーバ:

全国知事会、全国市長会一般社団法人テレコムサービス協会、

- 一般社団法人電気通信事業者協会、
- 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、東日本電信電話株式会社、

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI 株式会社、

ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

#### (3)事務局(総務省総合通信基盤局):

• 電気通信事業部

堀內隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、

宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

# 4. 議題:

- (1) 事業者等ヒアリング
  - ① 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 (WGオブザーバ)
  - ② KDDI株式会社 (WGオブザーバ)
  - ③ ソフトバンク株式会社(WGオブザーバ)
  - ④ 株式会社オプテージ (WGオブザーバ)

#### (2) 意見交換

#### 5. 議事録

【字仁補佐】 事務局の基盤整備促進課の字仁でございます。

会議開始に先立ちまして、まず事務局から御案内させていただきます。

本日は、オンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにしていただきますよう、併せてお願いいたします。

構成員の皆様におかれましては、音声等がつながらなくなった場合には、チャット機能など、必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査にお願いしたいと思います。関口主査、どう ぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの第3回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【字仁補佐】 事務局でございます。議事次第、資料1から資料4まで、そして参考資料 1及び2を、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、 資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。それでは、早速議事に入りたいと存じます。

本日は、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の交付金・負担金の算定方法等の 具体的な制度設計に向け、ブロードバンドサービスを提供している事業者・関係者の皆様 からのヒアリングを行い、意見交換をさせていただきます。今回は前回に続いて、第2回 目となります。

前回の議事概要につきましては、本日の会議資料「参考資料1」として、そして今後の 論点を整理した事務局資料は「参考資料2」としてそれぞれ用意されていますので、皆様 適宜御参照ください。よろしくお願いします。

それでは、ヒアリングに移りたいと思います。本日は、議事次第にも書かれておりますとおり、4つの事業者・関係団体からのヒアリングを実施いたします。

今回はまず、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様から御説明を伺います。時間的に

はお尻は決まっていますでしょうか。当初、御所用がおありとのことで、10分程度御説明を頂戴して、その後20分程度質疑応答という予定だったんですが、もし時間的に制約があるのであれば、スタート時間が遅れていますので調整しますが。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 大丈夫でございます。

【関口主査】 了解です。ありがとうございます。

それでは、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様からの御説明を頂戴し、質疑応答の時間を取らせていただきます。その後、前回同様、残り3事業者様から、それぞれの御意見・御提案のプレゼンを最大20分ずつ、まとめて拝聴させていただきまして、その後、一括して質疑・意見交換の時間を取らせていただくようにいたします。御協力のほどお願いいたします。

それではまず、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様、お願いします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 日本ケーブルテレビ連盟、副理事長の宮内です。 本日は、ユニバーサルサービス制度のワーキンググループで意見を申し述べる機会をいた だき、誠にありがとうございます。

早速ですが、ケーブルテレビ事業者の立場、目線で、本制度の交付金・負担金の算定に 関する意見を述べさせていただきます。

1ページの目次になります。本日は、この目標に示した4つの点について意見を述べさせていただきます。1点目は、CATVで使われるHFC方式についてのコスト算定の方式について、2点目は、特別支援区域の支援の在り方で問題となるであろう放送役務のお話、3点目は、設備利用部門コストの宣伝費と呼ばれるユニバーサル制度の周知活動の費用について、そして4点目に、放送役務と共用している設備の費用配賦について、以上4点を以降のページで説明します。

2ページになります。まずは最初に、ケーブルテレビ事業者の状況を共有させていただきます。私ども日本ケーブルテレビ連盟は、日本全国で日本の情報通信サービスを将来にわたり継続的・安定的に利用するとの考えを持つ、本ブロードバンドサービスのユニバーサル制度に賛同しております。本制度を利用し、特に不採算地域のブロードバンドサービスの維持に貢献していきたいと考えております。我々ケーブルテレビ事業者は、自治体系を含めると全国400社を超えますが、都市部の大規模事業者から地方の過疎エリアの小規模事業者まで、多様な規模の事業者で構成されております。

ケーブルテレビ事業者のインフラは、これまで光ファイバと同軸ケーブルを用いたHF

C方式のインフラがメインでしたが、近年は、設備更改などのタイミングによりFTTH 化が進んでおり、ケーブルテレビ事業者によるブロードバンドサービスの約1,000万 加入のうち、約半数はFTTHでの提供となっております。また、事業者の経営状況も9 割は黒字経営となっており、一般支援区域の適格事業者に該当しない事業者が大宗を占め ると考えております。

また、ケーブルテレビ事業者の特徴として、ブロードバンドサービスと同時に放送サービスも提供していることがあります。特に過疎地域などの場合、地デジ放送の受信不可対策となっている側面もあります。受信不可対策や放送インフラの代替の議論も進んでおり、未整備地域などの特別支援区域の支援に関しても、本制度によるブロードバンドサービスの整備と並行して、放送も含めた支援をお願いしたいと考えております。

3ページになります。図で示しておりますのは、FTTHとHFCの構成図となります。 機器構成の違いは、下の図のHFCの場合を見ていただければ分かりますが、同軸ケーブル部分での〇/E変換器や増幅器、タップオフなどの設備があり、それがFTTHとの違いとなります。

今回のコスト算定作業に際しては、FTTHとHFCではネットワーク構成が異なるものの、作業の効率性を考えると、まずはFTTHモデルで一回線当たりのコストの算出を行っていただき、それにHFCの差分を補正して加えるという形で進めることが望ましいと考えます。

なお、前回のNTT東西様のプレゼンで議論になりました、補助事業等で構築された資産については、ケーブルテレビ事業者においても、全てではありませんが、圧縮記帳とすることが一般的であることを補足として記載させていただいております。

4ページになります。ここは特別支援区域の本制度の支援の在り方の部分となります。 本ワーキングでのブロードバンドサービスの制度議論からは外れる、参考意見となります が、意見を申し上げます。

特別支援区域に該当する不採算区域や未整備区域には、地デジ受信不可地域もあり、通信だけでなく、放送の提供の要望も多くございます。また、放送も含めて提供を行う区域では、通信だけのユニバーサル制度の交付金では、更新・維持が困難で、参入に躊躇したり、撤退するケースが想定されます。制度の本来の目的である、日本全国で情報通信サービスを将来にわたり継続的・安定的に利用することが達成されない状況になることは、望ましいことではありません。

制度による交付金だけでは、全体収支で不採算が解消されず、事業の継続が難しくなる ケースが容易に想定されますので、総務省様へのお願いになるかもしれませんが、あえて その部分も参考意見として記載させていただきました。

本ワーキングの議論は、ブロードバンドサービス以外の役務は対象外として、ブロードバンドサービスに着目して交付金を算出するものであることは承知しております。それゆえに、本ワーキングの作業を進めることに異論はありませんが、特別支援区域に該当する区域での放送設備の構築・方針・維持に関して、本制度と併用の別の補助金や交付金の制度や支援を期待しております。

5ページになります。未利用芯線についての説明です。これまでは未利用芯線に関しては、本ブロードバンドサービスの対象となる芯線以外は対象外とする等の意見が出ておりますが、特にアクセス回線の幹線部分や中継回線の構築における予備芯線と冗長に関して、意見を述べさせていただきます。

まず左側の図の冗長なしのケースにおいて、対象はブロードバンドサービスのFTTH のみとなります。ただし、同一ファイバ内の未利用芯線には、故障、災害時に備えた予備 芯線が含まれております。故障率などを加味した予備芯数は必要であると考えます。

また、右側の図に示した冗長に関して、光ファイバ切断などでの障害でも、サービス継続や障害時間を短縮させるために、A系、B系を全くの異ルートで構築する異ルート冗長や、単一ルートでも光ファイバ内で接続させる設備での冗長を行うために、A系、B系といった冗長の構成を採用するケースもあります。冗長なしの場合の障害用予備芯線や冗長構成の場合のB系の該当芯線に関しても、必要な芯線として未利用芯線とはせず、交付金の対象とすることを希望します。

6ページになります。本ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度の周知の ための費用に関してとなります。特にユニバーサルサービスに関する事業者の負担金を利 用者に転嫁する場合には、本制度の十分な理解と説明が必要です。そのために、周知・説 明用コストが発生すると考えます。

周知に関する費用については、運用上、競争対応費用である宣伝費用と混在するケースが発生し、その費用の区分けが難しいと考えます。そのことにより原価に算入することは適切ではないと考えます。周知は主に国が主導して実施することとし、その周知用の素材などを事業者に提供いただき、事業者はそれに協力する形が望ましいと考えます。

ちなみにケーブルテレビ事業者の場合は、周知の媒体として、コミュニティチャンネル

やガイド誌への掲載、チラシの折り込み、ホームページなどの利用が可能であり、協力は 可能であると考えます。

7ページになります。他の役務と共用している設備に関しての意見となります。主に放送サービスとの共用について説明します。

まずはFTTHの場合について説明します。ケーブルテレビ事業者の場合、光ファイバを放送と共用する場合、左の図にありますように、1 芯で放送1波、通信2波のケースや、2 芯で放送1芯、通信1芯のケースが想定されます。設備コストの算定に当たっては、芯数による割合を基本とすることが妥当であると考えます。また1芯の場合は、波長による割合とすることが妥当ではないかと考えます。

ただし、この整理でコストの配賦を考えた場合、1つの懸念点がございます。ケーブルテレビ事業者の場合、右の図にありますように、通信と放送の売上げ割合が、現状4対3であること、また放送サービスにおいて、多チャンネルサービスを提供しない地上波再送信のみの事業者の場合は、さらに通信の売上げの比率が高くなることにより、このコスト配賦に従うと、放送に配賦するコスト負担が大きくなることが想定され、前のページでも説明したように、特別支援区域の適格事業者がブロードバンドサービスを維持することが困難な状況が生まれることを懸念します。実際の算定に当たっては、設備管理部門や利用部門のコストの配分は、実情に合った配分となっているかの検証も必要ではないかと考えます。

最後に8ページとなります。前ページではFTTHの場合でしたが、本ページではHFCでの放送と通信の配賦について意見を述べさせていただきます。図で示したベージュの部分が、アクセス回線設備における放送と通信の共有している部分となります。HFCの場合、同軸区間が存在するため、芯数や波長での配分は困難です。ゆえにHFCでの適当な配分比率を提案することも非常に困難な状況です。

今後の算定作業においてFTTHでのモデル算定が先行すると考えており、その配分基準をHFCにおいて採用することが効率的ではないかと考えます。ただし、その妥当性の検証は必要であると思いますので、留意していただければと思います。

日本ケーブルテレビ連盟からの説明は以上となります。ありがとうございました。

### 【関口主査】 どうもありがとうございました。

ただいまから、質疑、意見交換に入りたいと思います。先生方から御自由に御発言を頂 載できればと思います。御意見がある方は、チャットもしくは直接御発言でも構いません ので、お知らせいただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。

【高橋構成員】 高橋ですけれども、発言よろしいでしょうか。

【関口主査】 はい。よろしくお願いいたします。

【高橋構成員】 ビデオをオンにしたほうがいいのかな。

【関口主査】 オンで。

【高橋構成員】 高橋でございます。ちょっと聞き漏らしというか、お伺いしたいことがありまして、資料の7ページのところで、この配分の件。これだとスライド全部、配賦の「賦」の字が間違っているので、後で訂正しておいてほしいんですけど、ここのところで波長による割合ということです。この波長による割合というのをもう少し詳しく説明していただけますか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 日本ケーブルテレビ連盟、小林と申します。よ ろしくお願いいたします。

1波、1芯で3波を利用しているパターンのことでございまして、右の図の上のほうに ございまして、放送が1波、黒色の線で書かせていただいているラインと、通信が上り下 りで2波という形で3波という形の1芯、3波という内容になってございます。そういっ た意味では、通信と放送は、通信が2で放送が1というような割合になるかと思います。

【高橋構成員】 これは結局だから、波長を1として、別にそれには何も加重をかけずに、 3波あったら3で分けるという感じの捉え方でよろしいでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 はい。そうなります。

【高橋構成員】 ありがとうございました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【相田主査代理】 相田ですけどよろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いいたします。

【相田主査代理】 5ページ目のところでお伺いしたいんですけれども、これは未利用芯数から除くという表現がちょっと分かりにくかったかと思うんです。適正な未利用芯線を含んだコスト全体を、この未利用芯線を除く、赤、青、緑で配分する、そういう考え方でよろしいでしょうかということを確認させていただければと思うんですけれども。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 未利用芯線の中に障害用の予備芯線というのが含まれるという意味で、それをFTTH、放送、その他と書かせていただいていますが、その割合で割るであるとか、もしくはFTTH用の予備芯線であれば、それ予備芯線と呼

ぶという形で、未利用芯線の中から、その障害用の予備芯数については、必要なものと認めていただきたいというような内容になってございます。

【相田主査代理】 だからこれはもう間違いなくFTTH用の予備だというようなことがあったら、それは、実際に光が通っていなくても事実上占有してる、使用中に含めていいのかなというふうにも思いましたけれども、そういう適正規模の予備芯線を含めた、光ファイバケーブルのコストではじくというのは、従来、電話のユニバーサルサービスの中継線等でも行っていたことだと思いますので、それとほぼ同じ考え方でいいんだろうということで了解いたしました。以上です。ありがとうございました。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 そのとおりです。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【三友構成員】 すみません、三友ですけど、よろしいでしょうか。

【関口主査】 はい。よろしくお願いいたします。

【三友構成員】 どうも宮内さん、御発表ありがとうございました。ケーブルテレビは検 討の対象としている過疎地域において、ブロードバンドも放送も提供されてということで、 その存在意義というのは非常に大きいというふうに私も思っております。

御発表いただきましたスライドの中の2ページと4ページに、放送も含めた支援をというふうに書いていただいているんですけれども、総務省の立てつけとして、放送と通信を一緒にというのが難しいところがあるのが現実であります。特にこの2ページにあるように、ブロードバンドの整備と並行して、放送も含めた支援ということを書いていただいていますが、何かもう少し具体的にイメージがあれば、例えば、どういう形だったらば、そういう支援があり得るのではないかというようなことが、もしお考えがあれば、少し聞かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【関口主査】 今の点、連盟様はいかがでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 未整備地域の整備を行う場合には、当然放送と 通信両方の展開ということがあるかと思いますので、通常の補助金でも御支援いただいて いるところはあるかと思いますけれども、それにプラスして維持という側面も含めて、支援という形でここでは書かせていただいている形になります。

【三友構成員】 これまでの支援は、設備を整備するというところには使えたのですが、 今検討しているのは、その維持のところでありまして、イメージとしてはそういった維持 に関しても、放送にもそういった維持のフレームワークがあればという御趣旨でよろしい でしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 はい。維持と更新の部分でございます。

**【三友構成員】** 分かりました。ありがとうございます。

【関口主査】 ほかの先生方、いかがでございましょうか。春日先生、よろしくお願いいたします。

【春日構成員】 春日です。よろしくお願いいたします。

5ページ目の辺りで、未利用芯線の計算の概要を例示いただいており、「予備数量=必要数量\*故障率\*復旧までの時間」という式は理解しました。もう一つの異ルート冗長化の場合にも、何か参考にするような指標や基準のようなものはありますでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 ちょっと具体的な指標が存在はしないと思うんですが、ここに書かせていただいたように、幹線部分で、ちょっと今回の特別支援地域がそのまま当てはまるか分かりませんけれども、やはり障害事故を防ぐという観点で、通常事業者の判断で異ルート冗長、もしくは冗長を保守の面からも取るというのは、一般的に行っていることでございまして、ガイドラインとしてやらなきゃいけないような規定というのは、現在はないというふうに承知しておりますが。

【春日構成員】 例えば森林が多いであるとか、河川の近くであるとか、何か地形上のものを参考にしたりするようなことというのはあるんでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 そうですね、あまり地形ではそういった判断は しておりません。

【春日構成員】 むしろ災害の発生頻度とか、故障率とかというお話のほうが主になっているのでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 はい。影響規模によって判断されているという ふうに思っております。

【春日構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【関口主査】 よろしいですかね。他にいかがでしょうか。

今の段階でどなたからも手が挙がらないんですが、時間つなぎに私が一言申し述べさせていただきたいと思います。

6ページ目のところで、周知コストは除外して、国が負担しろという御指摘なんですけれども、PSTNのときにも電話リレーサービスのときにも、国が直接その支出をしているようなケースはないですね。TCAさんがユニちゃんとか、いろんな広報手段を使って

新聞広告を出すことも含めて、基金の内側で皆様の拠出の中から賄っているというのが現 状なので、国が周知コストを全部負担するというのは、やや厳しいかなと思うんですが、 ここについてはもう少し説明を頂戴できれば幸いです。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 すみません、おっしゃるとおりで、国と申しましたのは、その支援機関、TCAさんを含めた表現でございまして、この基金の外の国が直接というところを主張しているわけではございません。

【関**口主査**】 そうすると、TCA、支援機関がやると言ったときに、基金の内側で賄うのを上限とするというふうにお考えでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 そうですね、上限というか、その中で。要は、各事業者側がその費用を今回の原価というふうに算入することは望ましくないというところからのお話ですので、それをTCAさんとかそういったところでの基金をベースにしたところから支出されるという形で、ちょっと上限までは考えておりませんけれども。

【関**口主査**】 了解です。ただそれにしても、今までの既存のユニバーサルサービス基金 の運用上も、各事業者さん含めて、一体となって周知広報については御尽力いただいてき たという経緯もありますので、そういう中で考えていくのかなというふうに思いました。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 ケーブルテレビもコミュニティチャンネルとかを持っていますので、メディアでもありますので、PR、周知は結構、そういう意味では協力させていただこうと思っております。

【関**口主査**】 それは大変ありがたいことですし、そこについても、全くコストフリーというわけではないと思いますので。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 もちろんそういうことです。

【関口主査】 その意味で、ちゃんとこの辺は分かりやすくお書きいただいているので、 読めば分かるんですけれども、あまり殊さらに除外しろということもいかがかなという気 がいたしましたが。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 分かりました。

【関口主査】 ありがとうございます。

先ほど三友委員から、放送に関する助成、補助金等の制度設計も考えてほしいという御 指摘のところについてもコメントを頂戴しておりますけれども、私もここはやっぱり、そ ちらはそちらでやってくださいという立てつけになっちゃっているのは、ちょっと気にな ったところであります。どうもありがとうございました。 ほかの先生方、いかがでございましょうか。

【三友構成員】 すみません、もう一つよろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いいたします。

【三友構成員】 すみません、もう一つ簡単な質問をさせていただきたいんですけど、7 ページに売り上げの推移が載っておりまして、通信の比率が徐々に大きくなっているという現状があるところですが、ケーブルテレビの強みというのはトリプルプレーだったり、あるいは、もう一つ加えてグランドスラムあるいはクワトロプレーというんでしょうか、であったりするんですが、放送等を提供せずに通信だけをケーブルで提供している事例というのは、それなりにあるんでしょうか。それとも、それは基本的になしであって、やはり放送とのバンドリングをした上での提供というのが原則なんでしょうか。その辺を教えていただければありがたいんですが。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 放送もしたいけれども、どうしてもそこへ持っていくための幹線がないとか、無線で幹線側に持っていかないといけないようなところもあったりして、やはり通信しかやれていないところというのが一部存在するのは間違いございません。

【三友構成員】 それは供給側の理由ということなんですか、それとも視聴者といいますか、利用者のほうが、テレビは地上波で見るからというようなことなんでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 いや、それはやはり本当は全部にあまねくできればいいなと思っているんですけれども、どうしてもそこに持っていくための線がないということで、通信をやるのがやっとというようなことがあって、通信しかできないエリアが一部あるのは間違いないです。

**【三友構成員】** 分かりました。そうすると、基本的には供給側の理由でという。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 そうですね。致し方ないところではあるんですけれども。

**【三友構成員】** そうすると需要側、利用者が、うちは通信だけでいいよというのは、基本的にはないという理解でよろしいんでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 そうですね。あるんだったら両方あればいいよねと。でもお客さんがそれはチョイスするわけですからあれですけれども、そのエリア、エリアで何か我々が行動、エリア開局したいとかこういったときには、テレビがないのかというのは当然言われる話ですので、我々としては、やっぱりそれをセットで売っていき

たいし、お客様もそれを求めていると。お客さんは、その全部のサービスを取るかどうかはチョイスですけれども、お互いそういうふうにしたいとは思って今まで来ているのは間違いないです。

【三友構成員】 通信だけ取るというのは、恐らくあまりインセンティブがないんだろう とは思うんですけれども、そういうチョイスもあり得るということですね。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 そうですね。

**【三友構成員】** 分かりました。ありがとうございます。

【関口主査】 ほかはいかがでございましょうか。砂田委員、長田委員、いかがですか。

【長田構成員】 ありがとうございます。私自身もケーブルテレビで放送も通信もというところに住んでおりまして、放送が先だったんですけれども、そういう中で私のところは競争地域なのであれですが、やはり本当にここのところ別の会議などでも、高コスト地域でFTTHを引いていくのがとても大変、それからまた放送の代替のところでも、ケーブルテレビにお願いしなきゃいけないところがいっぱいあるなというのは伺っていて、いろいろ今日の御説明を聞いて、頭の中が整理されたことはありましたけれども、ただ実際に、本当に制度化していく中で、配賦の問題とかいろんなことに関しては、専門の先生方の御意見をよく伺って勉強していかなきゃいけないなというふうに思ったところで、特に質問というのはございません。ありがとうございます。

【関口主査】 ありがとうございます。砂田先生、いかがですか。

【砂田構成員】 すみません。ちょっとシステムが不安定で聞き漏らしているところがあると思うので、すみません。たしかHFCのときには、FTTHの配分を割り当てるのが望ましいということをおっしゃっていたと思いますけど、これは、FTTHのときは通信、放送の売上げ比率が4対3ということでしたが、それを指しているという理解でよろしいんでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 いや、まだそこまではお話はしていないと思っていまして、まだFTTHの場合の配賦についてもこれからの議論だと思っておりますので、そちらをベースにHFCにも適用したらいかがでしょうかというようなお話でございます。

【砂田構成員】 ありがとうございました。

【関**口主査**】 ありがとうございます。一通り先生方から意見は頂戴しているんですが、 追加で何かコメント等頂戴できる先生方、いらっしゃいますでしょうか。よろしゅうござ いますか。

そうしましたら、以上で一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様からのヒアリングは終了したいと存じます。

本日はお忙しい中、御協力いただきまして、ありがとうございました。宮内副理事長、 どうもありがとうございました。これにて御退室いただいて結構でございます。どうもあ りがとうございました。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 どうもお世話になりました。ありがとうございました。

【関口主査】 ありがとうございました。

それでは続きまして、残る3事業者様からのプレゼンを、まとめて伺わせていただきた いと存じます。

まずは、KDDI株式会社様から御説明をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。本日はヒアリングの機会をいただきましてありがとうございます。それでは、資料2で御説明したいと思います。

本日、検討事項は5つありますが、ちょっと先に「はじめに」で、スライドの4を御覧ください。新たな交付金制度、これは不採算地域におけるサービスの安定的な提供確保という基本的な政策目標に加えまして、未整備地域の解消促進、それから、民設民営への転換促進というのも副次的な政策目的としているところでございます。これはまさにデジタル田園都市国家構想の方向性と合致しておりまして、当該構想のインフラ整備計画を推進するものであるというふうに考えております。

一方、この本交付金制度におきましては、支援を受けた事業者様、これがなおも財政困難でやむを得ず撤退する場合、どうなってしまうか、そういったセーフティーネットであるラストリゾート責務の制度的担保がなされていないということから、当該地域における国民・利用者に対する優先ブロードバンドサービスの提供が確保されず、政策目的である99.9%の世帯カバーの実現が支障を来す恐れがあるというふうに考えております。

電電公社時代に整備されました全国規模の線路敷設基盤を活用して光ファイバを整備されているNTT東西様に対しましては、非常に大きな社会的役割が期待されているところでございます。

NTT東西様が適格事業者となることが想定されている、この特別支援区域につきまし

ては、収入費用方式によりまして十分な補償を受けられる仕組みが一応確保されているということでございますので、これは本日のお題ではないんですが、同時並行で今議論されているNTT法の見直しというのがあります。これを議論される場合には、改めてNTT東西様に対して、この有線ブロードバンドに関するラストリゾート責務を課すということを検討することが必要ではないかと、申し述べさせていただきます。

それでは、本題のほうに入らせていただきます。各論の1つ目のスライドの6でございます。最初は減価償却費の扱いでございます。

弊社意見のところでございますが、新規整備に係る初期投資、それから既設設備の更新に要する費用、これが国や自治体等からの補助金で手当てされた場合においては、もし圧縮記帳していないのであれば、当該補助金分を減価償却費から控除することが適当であると考えております。

なお、これは参考までですが、当社においては、国や自治体からの補助金で設備を構築 する場合については、あらかじめ補助金を控除するという、圧縮記帳の処理を行っている ところでございます。

続きまして、スライドの7をおめくりください。これは特別支援地域における回線の未利用芯線等のコストなどについてでございます。

弊社意見のところでございますが、コストの回収方法、これは交付金なのか、接続料なのかという問題はございますが、二重のコスト回収を回避する方法として、以下を提案したいと思います。

まず1つ目、この四角の部分でございますが、特別支援区域の追加的コスト、これは未利用芯線コストを含んでいるという前提でございます。これにつきましては、現行の接続料原価には含めずに、当該エリアで加入光ファイバを利用する事業者――これは敷設した事業者様の利用部門も含む接続事業者が、別の接続料で個別に負担する。ちょっと後で次のスライドで説明しますが、別個の接続料で個別に負担すると。

それで、その次のポチでございますが、当該追加的コスト、これは交付金の算定において費用として計上して、第二種適格事業者が当該費用を負担することで、二号基礎的役務が特別支援区域において赤字になるのであれば、交付金により補塡するというふうに考えております。

つまり追加的コスト、これは現行の接続料原価には算入はしないと。ただし、その追加 的コストを切り出して、現行接続料と同じ仕組みで、当該区域で加入光ファイバを利用す る事業者――これは繰り返しですが、利用部分を含む接続事業者に別の接続料を設定することとなる。これは一種指定設備の公平利用の趣旨とも合致しますし、この二号基礎的役務の赤字部分を交付金で支援することとなるということで、このユニバの趣旨とも合致するんではないかと考えております。

ちょっと絵にしたのが、次のスライドの8でございます。これは左側といいますか、採 算区域と右側にある特別支援区域、いわゆる不採算地域と分けていて、点線のところ、こ れがいわゆる接続料水準でカバーするところ、接続料原価に算入するところでございます。 その上の追加的コスト、この部分というのを、別個の接続料を立てて別個に負担するとい うことでよいのではないかということでございます。

続きまして、スライドの9でございます。これは利用部門コストの算定で、2つ論点がありまして、効率化係数みたいな話と、それから競争対応費用の話と2点ございます。

弊社意見の部分でございます。電話のユニバのときは、NTT東西様が交付金を受けるに際しまして、一層の効率化を行って赤字の縮小に努めていただくために、この交付金算定の前提としては、設備利用部門の費用について経営効率化、これは7%ございますが、これを求めているというのが前提となっております。

じゃ、今回の制度設計につきましてですけれども、一般支援区域につきまして、これは 二号基礎的役務全体の収支が赤字の事業者が前提であるということに対して、特別支援区 域につきましては、この二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合であっても支援対象とな るという立てつけになっております。全体の収支が黒字の事業者が国民に負担を求めるの であれば、これは一層の効率化に向けた努力が必要であると考えますので、電話のユニバ と同様に、この効率化を用いる。これが同じ7%でよいのかどうかという議論があるかも しれませんが、基本的には同じ効率化を用いる手法が必要ではないかと考えております。

もう一つの論点であります販促費とか宣伝費などの競争対応費用、こちらは、設備利用 部門の原価からは削除すべきであると考えます。これも先ほども議論がございましたが、 ブロードバンドユニバサービスを国民に訴求するための費用、これにつきましては、いわ ゆる支援機関が行う周知・広報費用、運用費用として計上されるべきであるというふうに 考えております。

続きまして、スライドの10をお願いします。これは費用の配賦につきましてです。通信と放送といったようなこと。それから離島のケーブルなどの扱いについてでございます。 弊社意見の部分でございます。まず同一芯線において、ブロードバンドと重複してほか の役務部、これが放送だとか光 I P電話の場合でございますが、こういったものがある場合、例えば役務別の支出額比、あるいは収入額比、トラヒック比や帯域比など、これはどれというのがちょっとすぐには決められませんが、実態に即した適切な配賦基準を用いて、それぞれの役務に適切に配賦して、この二号基礎的役務の提供に必要な費用に限定することが必要であると考えております。

それからもう一つ、海底光ケーブルを他事業者に例えば貸与するなどで、収入がもう既にあるといった場合は、この海底光ケーブルの費用全体を交付金により支援すると、これは二重のコスト回収となってしまいますので、当該収入額は支援対象のコストから除くということが適当であると考えております。

続きまして、スライドの11をお願いいたします。これはベンチマーク基準の件でございます。

弊社の意見のところでございますが、電話のユニバのときは審議会答申におきまして、 これは当該ベンチマークを全国平均費用プラス標準偏差の2倍とすることが適当であると されているところでございます。

今回の例でございますけれども、この町字ごとの回線密度と、それから一回線当たりのコストの関係(分布)のところが、ちょっとまだ明らかでない段階ですので、今今ベンチマークの水準を決めることはなかなか難しいと考えられますので、この電話ユニバと同様に、分布が明らかとなった段階で、適切なベンチマークを議論することが必要であるかなと考えております。

続きまして、スライドの12をお願いいたします。これは収入と費用の範囲についてで ございます。

弊社の意見でございますが、この収入費用方式を採用する場合は、海外事例を参考とすることが有効ではないかと考えております。具体的に言いますと、EU・英国などでは、 無形の便益というものを一応考慮するということになっております。

フィンランドにおいては、不合理な財務負担に当たるかどうか。これが事業者の規模と か事業種別、あるいは電気通信売上げなど、もろもろのものを考慮するというふうになっ ているようでございます。

それから韓国についても、これは収入にブランド価値及び加入者選考度増大効果という んですか、間接的な便益、これも無形の便益に似ているものだと思うんですが、こういっ たものを考慮しているという例が参考になるんではないかと考えております。 続きまして、スライドの13でございます。大幅な赤字というのをどう考えるかというところでございます。これは2月の答申のとおり、モデル上の大幅な赤字地域の基準というのは、負担金の額に与える影響が非常に大きいことに鑑みまして、今後のモデル構築の状況を踏まえて慎重に検討することが適当であると考えております。

具体的には、研究会で区域指定で用いられるモデル、これが具体的に確定した後に、大幅な赤字額の基準というのが議論できるようになるのではないかと考えております。

続きまして、スライドの14でございます。これは収益の額の話でございます。これは 弊社意見はシンプルでございますが、あまり制度が複雑化しないように、電話のユニバの ときと同様に、電気通信事業収益とすることがよいのではないかと考えております。

スライドの15、その他でございます。これは、何か留意すべき事項があるかということでちょっと御指摘させていただきたいのが、携帯電話とBWAの周波数の重畳、キャリアアグリゲーションの扱いについてでございます。

弊社の場合は、KDDI株式会社と、それからUQコミュニケーションズ。全国BWAの周波数の提供をUQコミュニケーションズから受けまして、これを私どもの携帯電話の周波数と組み合わせる。こういったキャリアアグリゲーションを使って、高速・快適な通信サービスを提供するという価値をお客様に届けているところでございます。

携帯電話の一回線分と全国BWA、UQコミュニケーションズさんの一回線分の合計2回線分のブロードバンドを利用するということは、立てつけとしてはそうなるのかもしれませんが、お客様にとっては、携帯電話周波数の重畳、これは一社でやる場合の重畳と複数の周波数を重畳する場合と、それから私どものように携帯電話と全国BWA周波数の重畳、いわゆるキャリアアグリゲーション2社をまたぐ場合ということで、具体的な効用が変わるわけではございません。

こういった受益の観点からしまして、携帯電話とこのBWA周波数の重畳も、携帯電話 周波数重畳と同様に、一回線とみなしてカウントすることをお願いしたいというふうに考 えております。

あと、その他ローミングでございますけれども、非常時ローミングとか国際ローミングとか、その他、他社との個別のローミング契約とか、もろもろございますが、基本的にはホーム網を負担役務の対象として、ローミング部門については負担役務の対象外とすべきというふうに考えております。

スライド、最後でございます。その他留意事項ということで、この有線ブロードバンド

サービスを新たにユニバーサルサービスに。これは先ほどもお話しした内容と近いところでございますが、これを位置付けることについて、電気通信事業者は私どもです、それから関係団体、国、地方公共団体、それぞれの立場から周知広報を行って、制度の目的を広く国民に理解いただくということが必要であると考えております。

その際、各電気通信事業者が単位当たりの負担額というのを明示することで、交付金制度への拠出が適切に行われているということを積極的に示していくべきであろうと考えております。

その場合に、事業者ごとに明示方法が異なってしまいますとあまりよろしくないと思いますので、基礎的電気通信役務支援機関が、情報開示に関する何らかの統一ガイドラインみたいなのを作成することがよいのではないか。具体的な例としては、最低限必要と考えられる具体的内容とか、標準的な明示方法などといったものを統一化することが必要だと考えております。

すみません、長くなりましたが、弊社からの御説明は以上になります。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク株式会社様から御説明をお願いいたしたいと存じます。 お願いいたします。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクの山田です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3に沿って御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、今日、こちら3点を御説明します。本ワーキングにおいては論点が非常に多岐にわたっておりますけれども、本日はその中で弊社として特に強調したいポイントに絞って御説明いたします。

2枚おめくりいただいて、3ページ目でございますけれども、まずユニバーサルサービス制度の在り方ですが、通信基盤の整備は競争による促進が第一であり、ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の一つと理解しています。料金低廉化や提供地域の拡大といった利便性の向上は、競争での解決を図るのが最優先されるべきです。ユニバーサルサービス制度は競争で解決できない部分を補完するものとして、最小限必要な範囲に限定すべきと考えております。

1枚おめくりください。4ページ目でございますけれども、今回のユニバーサルサービス制度の検討に当たりましては、実際にお困りの条件不利地域の実態を踏まえて、必要な措置を講ずるべきと考えております。

1 枚おめくりください。必要最小限の範囲に限定するという観点で、こちらにもありますとおり、交付金の最小化というのは非常に重要な点と考えております。したがいまして、他の役務や事業と共用している設備につきましては、真に第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分を明確に区分し、費用を配賦、算定することが必要で、接続料や補助金等と、二重の支援とならないように制度を設計する必要があると考えます。

なお、前回ワーキングで御質問のあった点につきましては、こちら当社も圧縮記帳を行っており、基地局などに対する補助金部分は減価償却費から除外しておりますことを、御 参考までお伝えいたします。

1枚おめくりください。6ページ目ですけれども、こちらの表は、電話とブロードバンドの交付金制度に関連すると考える、周辺の規制を記したものでございます。表に示しているとおり、電話の場合には適格事業者になり得るのがNTT東西さんしかおらず、接続料や小売料金についても規制がかかっておりましたので、その前提で制度を検討することができました。

ただ、今回のブロードバンドにつきましては状況が異なりまして、小売料金の規制がないことから、そもそも収益をどのように算定するか、その妥当性をどのように確保するかというのが課題であったというふうに認識しております。

また適格事業者につきましては、今回NTT東西さん以外の設備設置事業者も適格事業者になり得て、これらの事業者につきましては、例えば接続料規制がないというような事情もございます。接続料とユニバの交付金が排他関係にあるというふうに理解しておりますので、ユニバ交付金の適正性の追求の観点では、場合によっては接続料算定の適正性議論をする必要性もあるのではないかと考えております。

このように交付金制度が他の規制とも密接に関連いたしますので、制度の検討に当たりましては、これら規制との関係性にも留意する必要があるのではないかと考えております。

1枚おめくりください。前ページと関連するのですけれども、本ワーキングでの議論につきましては、ラストリゾートの責務を負う事業者が存在しないことが前提となっております。こちらも、この規制の有無によって交付金の考え方も大幅に変わってくると考えておりますので、このような周辺の規制が変更となる場合につきましては、交付金制度への影響を確認の上、改めて見直しが必要になるものと考えておりますので、本日の御説明はその前提でお聞きいただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、原価・収益の算定の在り方について意見を述べさせてい

ただきます。

1枚めくりまして、9ページ目です。計上されるコストにつきましては、一般・特別支援区域を問わず、サービス維持に最低限必要な範囲に限ることが適切であると考えております。答申においては、「アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当」というふうに記載がございますけれども、この対象の費目をさらに細分化して、サービス維持に最低限必要な項目と、その計上の基準の明確化というのが必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。10ページ目でございますけれども、交付金対象となる議論につきましては、不適切な交付金算定や交付が行われないようにする必要があると考えております。こちらも不適切な例に挙げたような必要以上の投資がなされることのないように、コスト計上の考え方につきましては一定の制限を設けることが必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。未利用芯線の扱いについてでございますけれども、前回のワーキングにおいてNTT東西さんから、未利用芯分の追加コストは案分して、そのうち自社FTTH分を交付金の対象費用とすべきとの提案がございました。こちらは私どもとしての視点も合理性はあると考えておりますけれども、1点、支援区域が未使用の芯の比率というのが高まるのではないかというふうに考えております。

すなわち、前回のワーキングにおいて、東西さんの資料だと左のような図になっていたんですけれども、実際はこちらの右の図に示すとおり、案分される未利用芯の分のコストが相応に大きく、その分実は負担が、図表で示されるイメージよりも結構大きくなったりすることがあるのではないかというふうに考えております。この考え方を仮に採用する場合には、実際に未利用芯分を乗っけた場合に、負担額の増分というのがどの程度になるのか、その点の考慮が必要ではないかと、そのように考えております。

1枚おめくりください。こちらも前回のNTT東西さんの御説明に関する点でございますけれども、他社利用分のコスト相当は接続料原価に含めず、個別負担にしましょうというような御説明がございました。この場合はその個別負担額というのがかなり高額となり、結果的にこのエリアの他社の利用が促進されず、提供事業者の採算性が向上しないであるとか、また交付金の減少につながらないといったことも考えられると思っております。

したがいまして、この他社利用分については、事業者個別負担とした場合と、接続料、 そちらに算入した場合で影響を評価して、競争事業者の意見も踏まえた上で取扱いを検討 するといったことも検討に値するんではないかと、私どもとしては考えております。

1枚おめくりください。次に利用部門のコストについてですけれども、こちらについても、役務維持に最低限必要な費用のみを含めて、それ以外のものは算定に含めるべきではないと考えております。特に宣伝費等の回線獲得に要する費用につきましては、支援対象区域では不要ではないかと考えております。仮に広報が必要だといたしましても、特に特別支援区域につきましては、自治体さんによる広報というのが期待できるのではないかと考えておりますし、むしろそのほうが私どもとしては効果的ではないかなとも思っております。少なくとも電気通信事業者の宣伝費等のこの競争対応費用を、ユニバのコストに含む必要性というものはないものと考えております。

1 枚おめくりください。最後にその他必要と考えられる事項といたしまして、負担金の 算定について意見を申し上げます。

1 枚おめくりください。 1 5 ページ目でございますが、負担金の算定につきましては受益の程度に応じて算定することとなっており、基本的には利用者数に比例するということで、算定単位としては回線数を用いることとなっています。また受益が想定されない専用役務や閉域網通信、I o T端末との通信は、負担金の算定対象外とされているところです。したがいまして、回線数や利用形態というのを正確に把握し、受益の程度に応じた負担金算定が正しく行われるようにする必要があると考えております。

1枚おめくりください。16ページ目でございますけれども、こちらは先ほどKDDI さんからも御説明がございましたが、当社でもWCP(Wireless City Planning社)のB WA周波数と組み合わせたキャリアアグリゲーションを提供しております。このように周 波数を一体的に運用している場合に、結果としては最終利用者の受益の程度というのは、 通常の場合と変わらず一回線分と考えておりますので、こちらにかかる負担金はそのよう に算定すべきであるものと考えております。

1枚おめくりください。17ページ目でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、その負担金算定に当たっては、回線数や利用形態を正確に把握する必要があります。こちらのスライドは、前回のワーキングでのNTTドコモさんの御説明資料をお借りしたんですけれども、当社としても同様の課題意識を持っております。加えて言えば、ここは通信モジュールに限らず、固定系、移動系共通の事柄といたしまして、例えば集合住宅向けのサービスであるとか、前ページのような周波数の一体的運用を行っている回線数だと、最終利用者の利用形態を正確に把握可能とする仕組みづくりというのが、負担金の正確な

算定に向けて必要なことと考えております。

私どもの説明は以上になります。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、株式会社オプテージ様から御説明をお願いいたしたいと存じます。 お願いいたします。

【株式会社オプテージ】 オプテージの篠原でございます。よろしくお願いいたします。本 日はこのような機会を賜りまして感謝申し上げます。

それでは、おめくりいただきまして、右肩1ページでございます。弊社は自社で回線や設備を構築しまして、eo光というブランドでFTTHサービスを、近畿2府4県及び福井県の一部で提供しております。具体的には左側にございますように、インターネットのサービス、IP電話、テレビを提供してございます。提供エリアにつきましては右側の図に示してございますので、御参考までに御覧いただければと思います。

次のページ、右肩 2ページでございます。こちらから、今回のワーキンググループの検 計事項における弊社の意見について御説明させていただきます。

右肩3ページでございます。最初に弊社の基本的な考え方をまとめてございます。

ブロードバンドサービスのユニバーサル制度につきましては、不採算地域における維持等のための交付金制度とすることは、これまで民間主導の活発な設備競争により整備が進められてきましたブロードバンドサービスの公正競争の確保の観点から、適当というふうに考えてございます。

また、本制度に最低限必要なサービスレベルを維持するための費用として、交付金を負担する国民のコンセンサスを十分に得ることが、将来にわたって継続的に制度運用していくために必要というふうに考えております。

この点、交付金・負担金の算定等の検討におきましては、国民負担の公平性確保や負担 額の最小化ということを前提に、不採算地域におけるブロードバンドサービスの持続可能 なサービス提供につながる制度としていくことが重要であるというふうに考えております。

右肩4ページをお願いいたします。減価償却費の取扱いについてでございます。弊社としましては、安定的なサービス継続や品質維持に必要不可欠な設備の更新に応じたコストというものは、減価償却費として計上されまして、更新年度以降は毎年の設備コストとして、交付金原価の対象に含まれることが適当であるというふうに考えてございます。

他方で、本制度におきまして交付金の対象となる設備更新が後年度に発生した場合に、

支援区域の追加的コストとなって、ひいては負担金が増加していく可能性があるというふ うに考えておりまして、この理解がもし正しければ、こういった点も含めて、制度の内容 について国民への周知・理解促進が重要であると考えております。

なお、参考でございますが、前回のワーキンググループで御議論がございました圧縮記帳について、弊社の認識を記載しております。こちら、国や自治体さんから補助金を受領した場合の圧縮記帳は、弊社のほうでも初年度の税負担を軽減できるというメリットがございますので、実際に圧縮記帳を行った実績がございます。

右肩5ページでございます。未利用芯線等のコストにつきまして御説明させていただきます。この論点につきましては大きく2点、未利用芯線等の必要性とコスト負担の考え方というのがございますが、まず未利用芯線につきましては、地域の需要の増加でありますとか、災害時の迂回ルートへの活用等、迅速かつ高品質なサービスを提供・維持するために必要な資産であると考えてございます。

また、未利用芯線を含む光ファイバケーブルの維持コストよりも、未利用芯線の不足によって追い張り工事等が発生した場合の工事費のほうが高額であるということからとともに、サービス提供の遅延等も発生することになります。イメージとしては下の図のとおりでございますが、ただ、こういった未利用芯線を無制限に確保すべきというわけではなくて、コスト最適化の観点から、未利用芯線を含む設備の維持コストを最小限に抑える努力というものが必要であるというふうに考えてございます。

6ページ目でございます。参考としまして、未利用芯線を含む設備コストの効率化に関する弊社の取組を、一部御紹介させていただきます。

左側は、設計・構築段階におきまして、主に地域需要の増加でありますとか災害時の対策を考慮しまして、必要最低限の未利用芯線を確保した設計を行いまして、将来の工事費を抑制するという取組を行ってございます。

右側、維持・運用の段階でございますが、設備更新等に合わせて、局舎、あるいはケーブル等の集約を行うことで設備の効率化を図って、維持費用を低減する取組を行ってございます。

右肩7ページでございます。続きまして、コスト負担の考え方を申し上げたいと思います。前回御提示いただいた検討事項の中で、未利用芯線等の維持費用が全国均一接続料原価、いわゆるNTTの接続料に算入されると、接続料原価が上昇する要因になる背景が示されてございましたが、こちらは、未利用芯線を含む支援区域の追加的コストをNTT接

続料の原価に算入することは、NTTの設備を利用するユーザのみで負担することにつながるおそれがあるというふうに考えてございます。

この点、支援区域における追加コストにつきましては、ブロードバンドサービスを受益する者全体で負担された交付金によりまして支援されるべきものではないかというふうに考えております。

下にイメージを記載してございますが、左側、支援区域における追加的コストをNTT の接続料に算入する場合、赤色で示しておりますNTT設備を利用する事業者及び、その ユーザのみがコストを負担することにつながるのではないかというふうに考えておりまして、一方、右側、支援区域における追加的コスト交付金で負担する場合は、水色で示して いますとおりに、ブロードバンドサービスの受益者全体で負担することとなって、国民負担の公平性につながるのではないかと考えております。

なお、文章の3ポツ目でございますが、以上のように支援区域の追加的コストをNTT接続料と切り分けることで、前回御提示いただきました検討事項でございます二重のコスト回収ということについても、回避可能であるというふうに認識してございます。

8ページ、利用部門のコスト算定ということで、ブロードバンドユニバーサルサービスに関する宣伝費についてでございます。ブロードバンドサービスの普及拡大のためには、本ユニバーサルサービスの制度について、国民にあまねく周知・理解促進が必要でありますところ、国や支援機関、あるいは事業者等による広報活動が積極的に行われることが重要であるというふうに考えてございます。

参考までに下のほうに、電話リレーサービス制度スタート時における、国、支援機関に おける広報と、弊社の周知例を記載してございます。

こうした広報活動が十分に行われた上で、それでもなお各支援区域において個別の周知が必要となる場合は、ユニバーサルサービスの内容に限定した宣伝費等、必要最小限のコストは原価に算入されることが望ましいというふうに考えてございます。

右肩、9ページでございます。最後のページになりますが、特別支援区域の指定の基準ということで、その基準となる大幅な赤字額の設定についての論点でございます。こちらはモデル上の赤字地域に該当する未整備地域、あるいは公設地域は、事業法に示されております、地理的条件等による役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合に該当すると考えております。未整備地域の解消等の観点から、赤字額の多寡にかかわらず、特別支援区域に指定されることが重要であるというふうに考えてございます。

一方、大規模開発等によって人口変化等が生じまして、当該地域の収支が黒字となった 場合については、区域指定について適宜見直していくことが適当であるというふうに考え てございます。

弊社からの御説明は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

三者の皆様からのプレゼンを受けまして、これから質疑、意見交換に入りたいと思います。論点が多岐にわたりますし、それから各社さん、意見を異にする箇所も数か所あったと認識しておりまして、まずは自由に構成員の先生方から御発言をいただければと存じます。またいつものように、チャットもしくは直接御発言賜っても結構ですので、御自由に御発言、活発な御意見を頂戴できれば幸いです。よろしくお願いいたします。

【高橋構成員】 高橋ですけれどもよろしいでしょうか。

【関口主査】 よろしくお願いいたします。

【高橋構成員】 ありがとうございました。オプテージさんにちょっと質問がありまして、オプテージさんの資料で言うと、5ページ、未利用芯線等のコストについてのところです。こういうふうに未利用芯線があることで、追加の追い張りのコストなんかが削減できるというようなことがあって、必要なサービスを提供・維持するために必要な資産だというのはよく分かるんですけれども、これはやっぱり未利用である部分で言うと、先ほどの日本ケーブルテレビ連盟さんの説明のところでもありましたが、予備的に持っている未利用芯線の部分というのは確かにあるんだろうなと分かるんですけど、全くの死蔵になるような部分の見積りというのは、今のところはできるんですか。これはオプテージさん、ちょっと答えにくい質問かもしれませんけど、よろしくお願いします。

【株式会社オプテージ】 オプテージの篠原でございます。御質問ありがとうございます。 全く使わない芯線がどれぐらいになるかという、その見積りなんですけれども、正直申 し上げると非常に厳密に見積りは難しいかなと思います。その地域の需要の想定でござい ましたり、あるいは災害が起こり得るエリアなんかとか、ある意味ちょっと不確定的な要 素を踏まえた上での設計になりますので、厳密に確定させることは非常に難しいんじゃな いかなというふうに考えてございます。お答えになっておりますでしょうか。

【高橋構成員】 はい。私も何か答えにくい質問を投げかけて申し訳ございません。ここのところは結局、未利用芯線をコストというふうに負担するかどうかというときに、どう考えるのかなというところで、このところに各社さんがどういう感触を持っているのかな

と。死蔵になっている部分を入れるのは、原理的、理論的にはよろしくないとは思うんで すが、やっぱり現実的にはそれを見積もることは多分できないので、そういう考えはでき ないのかなというのが、私の今の時点での意見です。

以上です。ありがとうございました。

【関口主査】 ありがとうございます。接続料の世界でも、この議論はやっぱり類似なことをやっていて、本当にそれが非効率性の高い、非効率な未利用芯線であるかどうかの判断がなかなか難しいというのは、私も同感です。

ほかの先生方、いかがでございましょうか。相田先生、よろしくお願いいたします。

【相田主査代理】 相田ですけれども、今のともちょっと関係するんですが、同じオプテージさんの資料の7ページ目。ちょっとこれは前回の議論を、私もちゃんと十分理解し切れていないんですけれども、支援地区の追加的なコストというのはどういう意味なんでしたっけ。先ほどソフトバンクさんなんかが、やっぱり未利用芯線の割合はこういう支援地域等では高いんじゃないかというようなことで、普通にはじいても、支援地域というのは芯線当たりの単価が高くなってしまう。

それのことを言っているのか、前回でしたか、特に海底ケーブルなんかでもって、JAMSTECさんが津波等の何とかに使っているとかいう、全く通信には関係ないようなことに使われているファイバ芯線とかがあるというようなお話もあったかと思うんですけれども、ここで言っている支援地域の追加的なコストの定義というんでしょうか、それをもう一遍ちょっと御説明いただければと思うんですが、よろしくお願いいたします。

【株式会社オプテージ】 ありがとうございます。オプテージの篠原でございます。御質問ありがとうございます。

ここで申し上げている支援区域における追加的コストと申しますのは、今回の制度で新たに未整備エリアとかそういうところに光を張っていくときに、新たに発生するコストという意味合いでございます。御回答になっておりますでしょうか。

【相田主査代理】 支援区域は。だから前回もNTTさんに御質問したところでもって、 それが既にサービス区域なのか、そうでないのかというところになるわけですけれども、 これは非常に平たく言うと、そういう新たな地域にサービスを展開するときの赤字分とい うのは、全部この今度の交付金で負担されるべき、ちょっとそれは言い過ぎかもしれませ んけれども、そういうイメージだと思ってよろしいんでしょうか。

【株式会社オプテージ】 すみません、赤字分が全額かというのは、ちょっとまた議論があ

るかと思うんですけれども、今までサービスエリアであったところ以外に、今回新たに設備を構築したりしていくことになると思いますので、そこで新たに発生するコストというものは、何らかの形で原価に算入すべきではないのかなという考え方でございます。

【相田主査代理】 でも、当然それを実際に他事業者さんが使うとしたら、接続料は頂くわけでもって、その先ほど言う赤字分というんでしょうか、ほかの地域と同じ接続料分は当然頂くということになるので、ちょっとなかなかこれは、実際にどうはじいたらいいかというのが難しいんじゃないかなというのが私の印象でした。どうもありがとうございました。

【**関口主査**】 ありがとうございました。ほかの先生方、いかがでございましょうか。 春日先生、よろしくお願いいたします。

【春日構成員】 御説明ありがとうございました。私が全体を拝聴している限り、例えばオプテージさんの7ページ目のところで申し上げますと、新しい費用というのは接続料と切り分けて算定してほしいというお話があったと思います。たしか前回のNTT東西さんのご意見も、どちらかというと、今回のオプテージさんに近いお話だったのかなと認識しています。一方、KDDIさんの7ページ目の資料を拝見すると、別の接続料として、個別に負担したほうがいいのではないかという御意見があり、この二社さんとは異なる見解だと思い拝聴していました。KDDIさんのように接続料として個別に負担するという形にした場合に、メリットとしてはどんなことが考えられますか。例えば「支援額」として算定される額が少なく済むのかもしれないと勝手に思ったんですけど、そういう理解でいいのかどうかということについてお教えください。

また、もしそのように接続料として算定する場合に、透明性を確保するために今までの接続の制度をいじらなくても良いとお考えですか、という確認をさせていただければと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。KDDIさん、お願いいたします。

【KDDI株式会社】 KDDIです。山本です。例えばスライド7と8をセットでちょっと見ていただいて、8のポンチ絵のほうで御説明したほうが分かりやすいかもしれないですね。我々が申し上げたいのは、このいわゆる不採算地域における追加的コストと言っておりますのは、通常の採算地域に要する費用を超える部分の追加的なコストというふうに理解しております。

この辺のものを接続料算定に入れてしまうと接続料水準が増えてしまうよというのは、

御指摘のとおりでございまして、つまり費用の回収をするときに、薄く広く回収するか、 ある特定の利用者――利用者というのは事業者を想定していますけれども――が個別に負 担するか、いわゆる個別負担か、接続料議論で言うとこの基本機能みたいに、薄く広く取 るか。これはどちらも正解なわけです。どちらでも正しいと。

ただ、今回の場合は、その追加的コストの部分を接続料に入れると水準が上がってしま うので、それはよろしくないだろうと。それであれば、いわゆる特別支援地域における利 用を想定している人、当事者が負担しましょうというのが基本的な考え方というふうに、 まずそこは大前提でございます。

問題は、多分御質問の趣旨は、この追加的な接続コストというのも接続料で、別に算定にという趣旨だと思いますけれども、今もNTT東西さんにいろいろとちょっと、いわゆるエリア外といいますか、接続の光ファイバをお願いしようとしたときは、フレキシブルファイバという形で、接続料ではなくて個別負担の中でも卸取引みたいになってしまう。つまり接続料の料金の負担がちょっとよく分からないという部分があります。

ですから何を申し上げたいかというと、この特別支援地域における光ファイバにつきましても、やはり算定の透明性が大事である。ただそれは、いわゆる一般的な接続料とは別に、オプションとしての接続料というのを追加的に別メニューにすることによって、明快にする、分かりやすい算定をしていただく。なおかつ公平にオープンに、接続料をみんなで使える、誰でも同じような条件で使えるようにする。相対取引ではないというところが、私どもの申し上げたい趣旨でございます。回答になっておりますでしょうか。

【春日構成員】 ありがとうございます。多分力点の置き方をどこに置くかというのがすごく、それで違ってくるのかなというふうに解釈いたしました。ありがとうございます。

【関**口主査**】 春日先生は分かったんだけど、私はよく分かっていないので、山本さんに 教えていただきたいのは、これは特別支援区域の議論ですよね。

#### 【KDDI株式会社】 はい。

【関口主査】 この追加的コストを接続料化すると言ったときの接続料の支払いというのは、どの会社が払うんですか。ここは一社しかいないということを前提にしているわけなので、接続料を払う人って誰なんだろうというのが分からないんですけど。

【KDDI株式会社】 おっしゃるとおり、特別支援地域においては、これはFTTH、一社提供という前提ですから、そういう意味でFTTHを例えば弊社が使うかというと、そういうことは想定してはおりません。逆に……。

【関口主査】 他社は入ってこないんですよね。

【KDDI株式会社】 はい。ただ……

【関口主査】 接続で入る人がいないということですよね。

【KDDI株式会社】 そうです。そうです。ただし、その地域にもし基地局を建てたいといったときには、基地局用のファイバをNTTさんにお願いすることはあり得ると思っています。

NTTさんがその特別支援地域において、唯一のFTTH事業者として光ファイバの芯線を引かれるんだと。それを我々の事業者から拠出して、光ファイバの支援をして、FTTHのエリアを拡張されるのであれば、当該地域において基地局を我々が建てたい、そこに携帯電話をどうにかカバーエリアにしてくれというニーズがもし出てきた場合に、我々は、当該エリアにおける光ファイバをNTT東西さんから貸していただきたいというお願いをすることは想定されます。

それは、FTTHの提供事業者としては、唯一はNTT東西さんかもしれませんが、そこに携帯基地局を建ててくれというニーズ、そのニーズに応えるためには、我々はその光ファイバを使わせていただく。その部分については、算定から全く別に卸取引だと言われると、ちょっと困りますよという趣旨でございます。

【関口主査】 この議論はここでの議論とちょっと異質のもののような気がするんですよね。

【KDDI株式会社】 はい。もしかしたらそれは異質の議論かもしれません。つまり……。

【**関口主査**】 しかもそうやってお入りになりたいときには、そのために必要な改修費用は、網改造料として一社が負担すればいいだけの話ですよね。

【KDDI株式会社】 すみません、網改造料という意味は、ちょっと私は十分理解できませんでしたが。

【関口主査】 要はそこに基地局を建てるという議論は、ここでの議論と全然違う話なんですよ。その基地局設定のために、新たに何か追加的なコストが必要なんだとしたら、そこは交渉ベースで、ビジネスとしておやりになればいいだけの話で、ここの追加的コストというのは、高コスト地域で敷設するのにえらくお金がかかる、そこは一般の接続料とは分けましょうというのは分かるんだけれども、今のような議論はちょっと違うような気がします。もう一回よく考えてみますけど。

すみません、私ばかり時間を使っても申し訳ないので、ほかの先生方から何か、御意見、

コメント等頂戴できますでしょうか。山本さん、何か説明してくれるんだったらいいです けど。

【KDDI株式会社】 いえいえ、あまりここで私と関口先生との間の議論が延々と続くのはよろしくないなと思いまして。

【関口主査】 分かりました。

【KDDI株式会社】 別途御説明なり回答なりしたいなと思いました。以上でございます。

【関口主査】 そのときはよろしくお願いします。

ということで、先生方からほかに御意見等賜れますでしょうか。

【砂田構成員】 じゃ、砂田ですけど、よろしいでしょうか。

【関口主査】 よろしくお願いいたします。

【砂田構成員】 ありがとうございます。ちょっと感想なんですけれども、前回と今日、各社さんの未利用芯線はどういうふうに扱うべきか、見るべきかという議論を聞かせていただいて思ったんですが、意外に共通点というか、例えば故障や災害時のときの予備は必要だよねというのは各社共通しているわけです。そういったバックアップが必要だと。それから、その地域が特別な開発で、人口増加がもしかしたら見積もられるような、予想されるような地域であれば、新たな工事費をやるよりは、未利用芯線をちょっと置いておくというのが、経済合理性があると。

一方、人口減少が見込まれる場合は、新たな大規模な工事が発生しない可能性が高いので、未利用芯線もそんなに置いておいても仕方がないんではないかというようなことなんだと思うんですけれども、未利用芯線を見るときに、何か今申し上げたような点で基準を作っていくことができるのであれば、これは必ずどの事業者にとっても必要な未利用芯線だという合意ができるんではないかなという感想を持ちました。

すごく素朴な感想ですみません、以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。これは特段の回答をどこかに求めなくてよろしいですね。

【砂田構成員】 はい。結構です。もし各社の中でこれまでの経験から、例えば故障や災害時のバックアップは全体のこのぐらいの比率で必要であるとか、何かそういう基準となる、過去の経験からの研究とか知見とかがあるのであれば、教えていただければと思いました。

【関口主査】 ありがとうございます。どうしましょうか。KDDIさん、ソフトバンク

さん、オプテージさん、順番で一言ずつコメントいただきましょうか。各社さん、いかが でしょうか。なかなか答えにくい。

【KDDI株式会社】 すみません、KDDIの山本です。

【関口主査】 お願いします。

【KDDI株式会社】 ちょっと即答がなかなかできないところですので、持ち帰り回答させていただければと思います。失礼します。

【関口主査】 ありがとうございます。

ソフトバンク山田さん、いかがですか。

【ソフトバンク株式会社】 山田です。すみません、当社はアクセスをあまり持っていないので、この辺り、ちょっと我々のほうから知見というのを御提示することはできないんですけれども、現実的な解といたしましてはやはり、NTT東西さんであるとか、あとは今日いらっしゃっているオプテージさんであるとか、そういったところの方々の知見を参考に、どういった基準がよいのかというのを議論することがよろしいのかなというふうに考えております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

オプテージ篠原様、お願いいたします。

【株式会社オプテージ】 オプテージの篠原でございます。最初の高橋先生の御質問とも 重複すると思うんですけれども、やっぱり厳密な基準というのはちょっとなかなか持ち合 わせていないのが現状でございます。

ただ設計の際に、先ほど申し上げたようないろんな需要等を考慮した上での設計をしたりとか、あるいは先に行くほど細い芯線を使うとか、あるいは線を、都度使われていないところは一つにまとめるとか、そういう未利用芯線を最初の段階で極力最小限に設計するということと、運用に入ってからも極力未利用芯線を軽減していく、そういう努力はさせていただいていますので、そういうことは引き続きやっていくべきで、それによって未利用芯線を極力少なくしていく努力をしていくべきではないかなと考えてございます。

すみません、ちょっと明確なお答えではなくて申し訳ございませんが、以上でございま す。

【関**口主査**】 ありがとうございます。砂田委員、いかがでしょう。このぐらいでお許し いただいたほうが。

【砂田構成員】 すみません。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

三友先生、お願いいたします。

【三友構成員】 三友です。今の砂田先生が御質問されたのは、前回たしか私が発言させていただいたことと関連していると思うんですけれども、ソフトバンクさんの示された 11ページの左右の例で言うならば、左のようなケースはあまり問題にならないだろうけれども、果たして右のようなケースになったときに、それでも案分して追加するのが合理的なのかどうかというのはちょっと分からない。

案分して追加することについては一定の合理性があるというふうに、そのとき申し上げたんですが、なぜそういう言い方をしたかというと、何が合理的で何が不合理なのかというのは、私もそこの基準が分からないので、そういう言い方をさせていただきました。恐らく最後にオプテージの篠原さんがおっしゃったような内容が現実的なものだとは思うんですが、ただ収入費用方式でもしその費用が全部賄われることになると、負担額の増分というのが無視し得ない状況になるのかというふうにも思います。

ちょうど今示していただいたソフトバンクさんの資料においても、負担額の増分も考慮が必要という、非常に控え目な表現をされていらっしゃいますけれども、そういうことなんだろうなというふうに思います。ここは多分、何が合理的なのかというのは恐らくないんだろうとは思いますので。ただ政策的に、ある一定の基準というものはつくらなければいけないのかなと。無制限にということにはならないのかなとも思いつつ、ここについてはネットワークを持っていらっしゃる皆様の知見も伺いながら、また議論を続けていけばいいのかなというふうに思います。

すみません、ちょっと感想になりましたけれども、私からは以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございました。ほかの先生方、いかがでございましょうか。

ちょっと私からも1点よろしいでしょうか。KDDIさんの9ページ目のところで、効率化係数を入れろという議論なんですけれども、KDDIさんは初めのページのところで、ラストリゾート義務を課すんだと言った上で、そこに効率化係数も入れろという御主張なんです。

ラストリゾート義務についての議論はここではないので、通信政策特別委員会のほうで 議論していただくということになりますので、ここでは議論は外させていただきますけれ ども、9ページのほうでは、一般支援区域と特別支援区域を分け、特別支援区域について 効率化係数を入れるべきであるという御主張なんですが、1社提供のようなところにこの 効率化がなじむんだろうかというのは、私はやや疑念があります。

そもそもPSTNのときには、公社の時代の、こういう表現がいいかどうか分からないけれども、大分ずぶずぶの関係だった電電ファミリーには非効率性があったということから、LRICを義務付けたり、様々な効率化指標を設けて効率化に励んでいただいたという経緯はあるんですけれども、光の世界でこの効率化をあまり強調してこなかったというのは、民間事業者として充分効率的に運営しているという前提があったからだと思っているんです。

その意味で、光の世界にこの効率化を入れる、しかもこの特別支援区域に入れるということについては、私は相当厳しいなという意見を持っているんですが、この点は、NTTさんも入っていらっしゃるので、一言コメントいただけますか。KDDIさんも補足があればもう少しお話しいただければと思いますが。

【東日本電信電話株式会社】 すみません、NTT東日本の井上でございます。

【関口主査】 よろしくお願いいたします。

【東日本電信電話株式会社】 御指名ですので御回答差し上げますけれども、関口先生がおっしゃるとおりでございまして、特別支援区域というのは非常に非効率なエリアで、そこを、補助をいただきながらやっていくというところでございます。

必ずしも我々だけがそのエリアでやるというふうに決まっていないので、そこはちょっと KDDI さんも誤解されているように思いますけれども、我々がやる場合にしても、前回の我々の提案は、競争の中でやっている、全国平均の率を使ったらどうかというような提案を申し上げて、それってある意味、そこのエリアよりは効率的にやっているケースになると思いますので、そういうところを少しうまく使って効率化というのを見ていけばいいのではないかなと、我々としてはかなり譲歩というか、踏み込んで提案したつもりでございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

KDDI山本様はいかがでしょう。

【KDDI株式会社】 KDDI、山本でございます。もちろんこの条件不利地域、しかもNTT東西さんが最後担われるような場所というのは、通常の経営判断で提供できるような場所ではない、特別支援地域であるという前提であることは重々承知しておりますので、しかるべき補塡といいますか、これはみんなで支えるということは、全く趣旨は賛同して

いるところでございます。

なおかつ、ここを誰が最後担えるかというと、これは繰り返し申し上げますが、やはり NTT東西さんが特別な国民的インフラというものをお持ちになっているということで、 我々としてはNTTさんに期待するところが一番大であるという意味でございます。

その上で、さすがに電話と同じような経営効率、効率化係数を求めるということを言っているわけではなくて、ただしその前提として、黒字であった場合であっても支援対象になるというところを踏まえて、これで何ら効率化係数を考えなくてよいのかというのを、最初から議論の対象から除外してしまっていいのかということを聞かれれば、そこは一定の何か考える余地はあるのではないかという趣旨で、今回入れさせていただいているところでございます。以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。ほかの先生方、いかがでしょう。

ソフトバンクさん、KDDIさんからキャリアアグリゲーションについて、一回線としたカウントがいいんじゃないかという御提案がございました。非常に建設的な意見だとは思うんですけれども、UQさん、WCPさんの検討をほかでやったときに、ネットワークの使い方はあまりオープンにならなかったような気がするんですが、この一回線でカウントすることについては、そのようなネットワーク構成の使い方等についての情報というのは出るんでしょうか。あるいはそういった情報なしにしても、カウントは可能なんでしょうか。どちらからでも構わないんですが。先に山本さん、お願いできますか。

【KDDI株式会社】 すみません、ちょっと御質問の趣旨なんですが、そのネットワークの使い方について……。

【関**口主査**】 キャリアアグリゲーションの実態が、どういう設備構成の利用実態なのか ということについては、必ずしもオープンにされていないんではないかと思ったんですけ れども。

【KDDI株式会社】 ネットワーク構成についてでございましょうか。

【関口主査】 出口で見れば分かるということですか。

【KDDI株式会社】 はい。

【関口主査】 そう理解すればいいんですか。

【KDDI株式会社】 そうですね。実際には周波数、それぞれの事業者が免許としていただいているものを使って、その周波数をまさに組み合わせて使う技術ということですので、そこがオープンになっているかどうかという御質問でございましょうか。

【関**口主査**】 そこは別にオープンにする必要もなくて、出口を見れば分かるという理解 でいいんでしょうか。

【KDDI株式会社】 ちょっと今、これはソフトバンクさんのスライドですかね。多分ソフトバンクさんのキャリアアグリゲーションのスライド。実は弊社のよりもとてもいい資料を今回用意されていて。

【**関口主査**】 16枚目ですか。

【KDDI株式会社】 そうですね。ごめんなさい、このソフトバンクさんの資料を私たちが説明するのはあまりよろしくない。ここは山田さんにちょっとヘルプしていただいてもよろしいですか。

【関口主査】 じゃ、山田さん、お願いします。

【ソフトバンク株式会社】 すみません、ソフトバンクの山田です。

まず、先ほどの関口先生からのネットワークの情報という観点について御回答いたしますと、ちょっと接続料の話になりますけれども、当社のネットワークとWCPのネットワークを一体的に運用しているところもありますので、接続料も一体接続料ということで設定させていただいています。したがいましてその関係で、いろいろと総務省さんとやり取りもさせていただいていますので、その範囲で別途お答えすることはできます。

当社のキャリアアグリゲーションの場合ですけれども、お客様は特段何か意識をしてキャリアアグリゲーションに申し込みますとかではなくて、当社と回線契約を行った場合に、自動的にこういった形で使えるようになることになっており、お客さんも本当に意識せず、一回線として利用しておりますので、この部分については、ぜひ一回線としてカウントいただきたいというのもあります。

これは本当に一般論としてなんですけれども、今たまたまWCPと当社が二社に分かれているんですが、仮にWCPと当社が例えばくっついたとかというような話になった場合に、二社で分かれていたら料金が2倍なんだけれども、一社になったら一社だから一回線分ということになると、利用者の受益は変わらないのに、提供している事業者が間に入るか、入らないかというところで単価が変わってくるという、不都合な部分もございますので、当社といたしましては、今回のブロードバンドユニバのこのような負担金の算定に当たっては、ちょっと手間はかかるんですけれども、この次のページに示していますとおり、結局最終利用者の利用形態を支えているのが、そちらをやはり正確に把握する、そのためには我々MNOの設備を設置している事業者のみならず、その卸先の事業者の御協力もい

ただきながら、この負担金・交付金の仕組みを回していくことが必要なんではないかなと、 そのように考えておりますので、ちょっといろいろとみんな大変かとは思うんですけれど も、こういった形で御検討いただければと思っております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。KDDI山本様、今の山田さんの説明でよろしいですか。

【KDDI株式会社】 もう完璧に答えていただいたと思います。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。ほかの先生方、いかがでしょうか。

周知広報議案についても各社意見が微妙に違うんですけれども、ここは特に議論よろしいですか。今日中に結論という話でもないので、継続して。

【ソフトバンク株式会社】 よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【ソフトバンク株式会社】 すみません、ソフトバンクの山田ですけれども、当社で言うと、 当社資料の13ページにありますが、やはり宣伝費の部分については、繰り返しになりま すけれども、ここは除外していいんではないかと考えております。

ちょっと別の会合ですけれども、やはり通信政策特別委員会のほうでも、自治体さんがこの辺りのブロードバンドで取り残されているということに、かなりの危機感というのを持っていらっしゃいますので、実際にそういった地域でこのようなブロードバンドが使えるようになったといった場合には、自治体さんが自主的に様々な周知広報というのを、その地域の住民の方々にやっていただくということもできるんじゃないかと。

そういった自然な動きというのがあるんであれば、もともとこのユニバの制度の趣旨から、そういったのが期待できないところを支援しましょうというような趣旨だと理解しておりますので、この辺りの周知広報というのは、そういったことを踏まえて検討するのがよろしいんじゃないかと考えております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ここだけでも本当は議論がもう少し必要なのかもしれないんですけど、時間の制約もありますので。

長田先生、いかがでしょうか。

【長田構成員】 ありがとうございます。宣伝費とか周知広報という言葉の中に、一体何をその言葉が表しているのかというのを、もうちょっときちんと整理していただかないと、なかなかどちらがいいですというのが申し上げられないなというふうには思っています。 今の山田さんのような例をおっしゃる方もあるし、今後何か国民一人一人が負担するだけ みたいなイメージでずっと皆さんおっしゃっていて、もし本当にそうなるんであれば、この制度についての周知広報ということもまた大切になってくるしというふうには思ったり しています。

ただ、今回のこのブロードバンドのユニバというのは、前にどういう仕組みになるのかというか、ユニバが必要なのかという議論をしていたときにも申し上げた記憶がありますけれども、最後のエンドユーザだけではなく、ブロードバンドが全国に広がっていくことでいろんなサービスができている事業者の皆さんも、きちんとやっぱり事業者としての負担も必要なんじゃないかなという気はますます強くなっていて、もうそれは整理の中には入っていませんと言われちゃうかもしれませんけれども、そういう意味も含めて、ちょっと詰めた議論が、その周知広報に関しても必要なのかなというふうに思いました。

以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。長田先生には、PSTNのほうのユニバーサルサービス基金のときにも、地方出張に行って広報活動に御尽力いただいたりと、いろいろ現場で苦労もされてきた先生でありまして、こういった知見がブロードバンドユニバーサルサービスのほうにも上手に生きるといいなと思っています。どうもありがとうございました。

ほかにもう少し議論をしたいという先生方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいで すか。

大分時間も迫ってまいりましたので、ヒアリングをしていただいた皆様含めて、意見交換はここまでといたしたいと存じます。

三事業者の皆様におかれましては、お忙しい中、ヒアリングに応じていただきましてありがとうございました。社として2回連チャンでオプテージさんなんかもやっていただきまして、本当に今日はありがとうございました。

さて、本日予定していた議事は以上でございますが、全体を通じて改めて何か追加の御 意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは最後に、次回会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局です。本日もありがとうございました。

次回会合は10月30日を予定しておりまして、第3回目のヒアリングを予定しております。詳細につきましては、後日事務局から御連絡差し上げます。よろしくお願いいたします。事務局からは以上になります。

# 【関口主査】 どうもありがとうございます。

以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ、第3回会合を終了いたします。 本日もどうもありがとうございました。これにて失礼します。

(以上)